

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(金銭債権等と保険契約との誤認防止)</p> <p>第五十三条の二 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 前項の場合において、保険会社は、同項の規定による掲示の内容を当該保険会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(標識の掲示等)</p> <p>第二百十一条の二十一 [略]</p> <p>2 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の八第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該少額短期保険業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。</p> <p>3 法第二百七十二条の八第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>二 そのウェブサイトがない場合</p> <p>(商号又は名称)</p> <p>第二百十一条の二十二 法第二百七十二条の八第四項に規定する少額</p>	<p>(金銭債権等と保険契約との誤認防止)</p> <p>第五十三条の二 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>(標識の掲示)</p> <p>第二百十一条の二十一 [同上]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>(商号又は名称)</p> <p>第二百十一条の二十二 法第二百七十二条の八第三項に規定する少額</p>

短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、少額短期保険とする。

短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、少額短期保険とする。

別紙様式第16号の16（第211条の21第1項関係） [略]

別紙様式第16号の16（第211条の21関係） [同左]

備考 表中の [] の記載は注記しめる。